

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

特集 労働者派遣事業の拡大と制度化

III 「労働者派遣事業問題調査会」報告

「調査会」の制度検討

「労働者派遣事業問題調査会」は、八〇年五月以降、「労働者派遣事業」に関する諸外国の制度の調査、労働省の調査結果、現地調査をもとに、その実態の把握、分析をおこなうとともに、(1)国がおこなう職業紹介など既存の労働力需給システムのなかにもど位置づけるか、(2)わが国の雇用慣行との調和をどのように図るか、(3)これらの分野で働く労働者の保護を図るための法律の適用はどうあるべきかなど、労働者派遣事業の制度化にかかわる問題点について討議した。八一年六月には、事務局である労働省から素案として「労働者派遣事業の制度化問題についての主な論点と今後の問題」が提示された。これは、一二回に及び審議をふまえたひとつの「たたき台」といえるものである。

調査会の審議における問題点は多岐にわたるが、事務局が示した素案の内容はつぎのとおりである。(1)労働者派遣事業の制度化については労働者供給事業の原則禁止を維持する。単に、規制の強化のみではそこで働く労働者の雇用の安定や保護を図ることが困難となっている分野については、労働者の雇用管理について一定のルールを設定する、(2)制度化を検討する場合、ビルメンテナンス業、警備業、情報サービス業、事務処理サービス業に代表される分野に限定する。その場合、請負事業との区分をより明確化し、労働者供給事業にたいする指導監督を強化する、(3)事業者が直接労働者を雇い入れ、終身的な雇用管理をおこなうといったわが国の雇用慣行に基本的な影響を与えないよう、労働者派遣事業の対象分野を限定し、派遣期限(同一労働者を同一企業に派遣する期間)や派遣理由に制限を加えるなどをおこなう必要がある、(4)労働者派遣事業と他の労働力需給システムとの関係について、労働者派遣事業は「国の職業紹介を強化することを基本としつつ、そのみでは対処し得ない分野を補完する」ものとして位置づける。労働組合による労働者供給事業は現行どおりとする、(5)労働者派遣事業は許可制度とする、(6)派遣労働者について派遣元事業主、派遣先事業主双方における雇用管理体制を整備する(労働条件を文書で明示するなど)、(7)労働者保護法規の適用関係を明確化する、(8)社会保険の適用を促進する(社会保険加入を派遣元事業主に義務づけるなど)、(9)雇用の安定を図るため、できるかぎり常用労働者の雇い入れ促進を基本とする、(10)指導監督の強化、となっている。なかでも労働者—派遣元事業主—派遣先事業主の法律関係については、第2図のように構想されている。要するに、派遣元事業主が派遣労働者と雇用関係を有し、労基法上の包括的な使用者責任を有するものとしている。一方、派遣労働者は派遣先企業と「法的な契約を前提としない関係」=使用関係を有し、派遣先企業は、派遣契約の範囲内で派遣労働者を使用し、労基法等の使用責任を負うという関係が構想されたのである。

しかし、調査会の検討のなかで、労働者供給事業実施組合の代表が強く反対し、労働組合の意見が一致しなかった。また、情報処理業については通産省が、警備保障業については警備業法との関連で警察庁が、その制度化に消極的で政府部内での合意形成がすすまなかった。さらに、事務

処理サービス業などの関係業界の賛成があったが、しかし、民営職業紹介業者の反対があったため業界の意見も一致しなかった。これらのことによって、審議は八三年一二月まで中断することとなったのである。

もうひとつは、法律関係に大きな問題を提起するものであった点である。すでに、「労働者供給事業」にかかわる裁判例は、民法のいう雇用、委託、請負契約の形式にかかわらず、契約当事者間の実質的な使用従属関係に着目して、労基法、労組法の適用と労働契約の成立を認めてきた。直接的に雇用契約のない元請会社と下請会社の労働者の関係について、使用従属関係から労基法、労組法の適用を認め、労働契約締結の合意が推論されるという考え方で労働契約の成立を認める判例が積みかさねられてきた。また、労組法第七条にいう「使用者」についても、労働契約上の使用者に限定せず、労働者の労働条件等に直接的な支配力を及ぼしうる者もふくむとされ、元請会社の社外工との団交義務を認めた労働委員会命令や判例もだされている。これらの動向を考えると、構想されている法律関係は、法制度の再編をひきおこす重大な問題点をふくむものであったといえる。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
